

審 査 基 準

平成19年10月25日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第24条第1項
処 分 の 概 要 : 猟銃用火薬類等の輸入の許可
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第24条第1項・第2項(猟銃用火薬類等の輸入の許可) 同第50条の2 (猟銃用火薬類の特則) 火薬類取締法施行令第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3 項、同第9条第1項(輸入の許可の申請) 同第13条(申請及び届出の手續)
審 査 基 準 : 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受 の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類 に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間 : 5日以内(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 陸揚地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :